自己資本の充実の状況に係る区分	命　令	
［略］		
第二区分	単体自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～六　略］ 七　法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　［略］
［略］		

2　銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命　令	
［略］		
第二区分	連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～八　略］ 九　法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれ

自己資本の充実の状況に係る区分	命　令	
［同上］		
第二区分	［同上］	［同上］ 七　法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　［同上］
［同上］		

2　［同上］

自己資本の充実の状況に係る区分	命　令	
［同上］		
第二区分	［同上］	［同上］ ［一～八　同上］ 九　法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれ